「黒潮町プレミアム付商品券」の申請書が届いた方は申請書を返送してください

【個人用申請書】

【世帯用申請書】

この申請書は平成31年1月1日現在で住民税（均等割）非課税の方に送付しています。「黒潮町プレミアム付商品券」の対象者であるかを確認するために税情報の調査を承諾いただける方は、申請書に押印いただき、同封の返信用封筒でご返送ください。ご返送いただけない場合は「黒潮町プレミアム付商品券」の対象であることの確認ができませんので購入できません。

申請内容を基に調査後、対象者であることが確認できましたら9月上旬をめどに商品券の購入引換券を送付いたします。

なお、子育て世帯の対象者につきましては、住民税課税・非課税にかかわらず9月上旬をめどに世帯主あてに商品券の購入引換券を発送いたしますのでしばらくお待ちください。

商品券利用までの流れ

今月はこの**申請書**を発送します。

1 申請する（非課税者分のみ）	**・住民票のある市区町村から申請書を入手する。** ※申請書は購入対象者の方に個別に郵送します。申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。 **・申請書に必要事項を記入して、返送・提出してください。** **・申請期間：8月頃から令和2年2月頃** **※子育て世帯分については申請は不要です。** ※DV被害者でほかの市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、担当までご相談ください。
2 商品券の購入引換券が届く	**・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。** **・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。**
3 商品券を購入する	**・役場窓口で、現金と購入引換券を示し商品券を購入してください。** **・商品券は5千円単位で最大2万5千円購入することができます。**（5千円分の商品券を4千円で購入） **・購入可能期間:10月頃から令和2年2月頃**
4 商品券を使用する	**・商品券は使用可能な期間中に、町内の使用可能な店舗でご使用ください。**（使用可能店舗は別途定めます） **・使用可能期間：10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで** ※商品券は、代理の方でも使用できます。　※商品券の転売や譲渡は行わないでください。 ※お釣りはでません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。 ※そのほか、商品券の使用に関する定めにご注意ください。

○お問い合わせ　佐賀支所 海洋森林課 商工係　☎55−3115